

石綿含有建材調査者講習(一般)修了試験問題(A)

受験番号			氏名	
------	--	--	----	--

科目	配点	合格基準
基礎知識1	10	5
基礎知識2	10	5
建築図面調査	35	15
現場調査	35	15
報告書の作成	10	5
計	100	60

注意:解答要領について

1. 各問い合わせについて、問題をよく読んで、設問の(1)～(4)のうちから正解1つを選び、その番号に、○又は×のしるしをつける。
2. しるしをつけた番号を、解答用紙の該当欄に記入してください。

1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1

< 10 点 > (1 問 2.5 点)

[問1] 「建築物石綿含有建材調査」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 建築物石綿含有建材調査には「改修の事前調査」、「解体の事前調査」の2種類で、「維持管理のための建築物調査」は含まれていない。
- (2) 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1, 2, 3に該当する全ての建材であり、調査者は工事対象部分の全てを調査し、全ての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
- (3) 事前調査及び分析の結果の記録等は、調査を終了した日から、3年間保存しなければならない。
- (4) 令和4年4月から、解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない

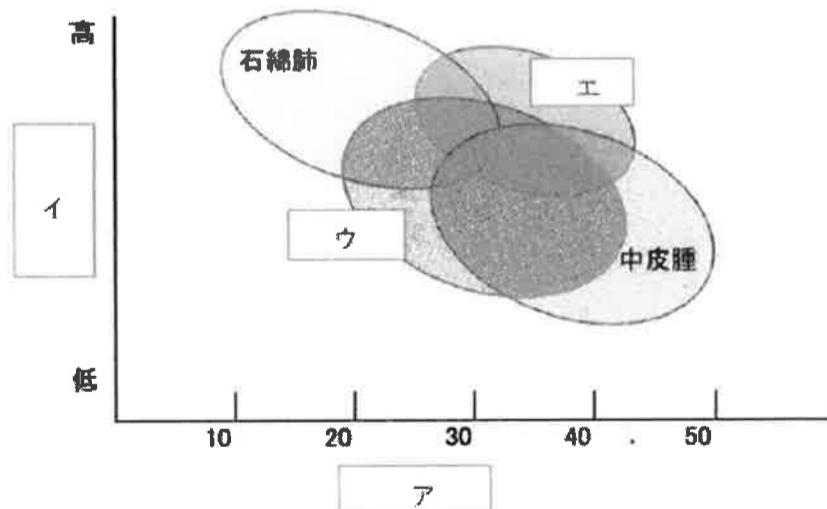
[問2] 「石綿の定義、種類、特性」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
- (2) 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材には、保温材、断熱材、耐火被覆材が分類され、煙突断熱材も含まれる。
- (3) 石綿の特性として、引っ張りには弱いが、摩擦・摩耗には強い点がある。
- (4) レベル1の石綿は、最も飛散性が高い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれる。

[問3] 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 石綿ばく露と喫煙が重なると、肺がん発症リスクは相乗的に高くなることが知られている。
- (2) 石綿繊維の直径は、髪の毛の5000分の1程度であり、肉眼では繊維が見えなくても、実際には石綿が高濃度で浮遊している場合がある。
- (3) 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強く、もっとも潜伏期間が長いことが知られている。
- (4) 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1. 鼻腔」→「2. 咽頭」→「3. 気管」→「4. 気管支」→「5. 肺胞」→「6. 細気管支」である。

[問4] 下図は、石綿ばく露と石綿関連疾患の発症に関するものである。選択肢(1)～(4)は、図中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである、単語の組み合わせとして正しいものを選びなさい



- | | | | |
|--|--|--|--|
| (1) ア)石綿ばく露年数
イ)石綿濃度
ウ)胸膜プラーク
エ)肺がん | (2) ア)潜伏期間(年)
イ)石綿濃度
ウ)胸膜プラーク
エ)肺がん | (3) ア)潜伏期間(年)
イ)石綿ばく露量
ウ)胸膜プラーク
エ)肺がん | (4) ア)石綿ばく露年数
イ)石綿ばく露量
ウ)肺がん
エ)胸膜プラーク |
|--|--|--|--|

2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2

< 10 点 > (1 問 2.5 点)

[問5] 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m²以上であるものについては、調査結果の都道府県知事への報告が義務付けられている。
- (2) 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物の解体のみが対象となる。
- (3) 解体等工事の元請業者又は自主施行者が行う事前調査結果等を表示した掲示板の設置が必要である。
- (4) 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。

[問6] 「石綿含有建材調査者」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 解体・改修工事の施工者や建築物の所有者などは、石綿含有建材調査者の実施した調査結果に基づいて、工事の施工方法を決定したり、使用中の石綿含有建材に対する対策を講じる。
- (2) 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、過去の同様の調査結果と照らし合わせて調査者の推測判断を行う。
- (3) 石綿含有建材調査者は、石綿に関する知識だけでなく、対策や工法にも精通しておくことが必要である。
- (4) 石綿含有建材調査者は、意図的に事実に反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行っては絶対にならない。

[問7] 「事前調査の具体的手順の例」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿含有」とみなすことが基本となる。
- (2) 事前調査は、現地調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。
- (3) 現地調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、書面調査結果を優先する。
- (4) 現地調査においては、「石綿含有」とみなすこともできる。

[問8] 下表は、石綿の有無の判定結果が及ぼす影響を整理したものである。選択肢(1)～(4)は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。組み合わせとして正しいものを選びなさい。

石綿有無の実態 調査時	ア	イ
石綿ありと判定	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事	×見落としのある調査結果 ・ウ ・無駄な財政的な負担 ・建物資産の過小評価 ・社会的風評被害
石綿なしと判定	×見落としのある調査結果 ・エ ・改修解体工事の飛散事故 ・後日発覚時の追加財政負担 ・社会的信用の失墜 ・建築物周辺への継続的環境影響	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事

- (1) ア)石綿なし イ)石綿あり ウ)必要な対策 エ)断続的な健康障害
(2) ア)石綿あり イ)石綿なし ウ)不要な対策 エ)継続的な健康障害
(3) ア)石綿あり イ)石綿なし ウ)必要な対策 エ)断続的な健康障害
(4) ア)石綿なし イ)石綿あり ウ)不要な対策 エ)継続的な健康障害

3. 石綿含有建材の建築図面調査

< 35 点 > (1 問 2.5 点)

[問9] 「建築一般」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 建築基準法では、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、建築物の防火規制を定めている。
- (2) 建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
- (3) 建築基準法において、劇場、映画館または演芸場の用途に供するもので、主階が1階にないものは耐火建築物としなければならない。
- (4) 建築基準法において「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、道路境界線よりそれぞれ1階にあっては3m以内、2階以上にあっては5m以内の距離にある建物の部分をいう。

[問10] 「建築一般」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 建築基準法で定められている「堅穴区画」について、1967(昭和42)年以降、5層以上の堅穴には、堅穴区画が必要となった。
- (2) 建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し水平方向への燃え上がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
- (3) 建築基準法で定められている「異種用途区画」とは、用途や管理形態の異なる部分を区画することで、被害の拡大を食い止めるものである。
- (4) 建築基準法において、面積区画、高層区画、堅穴区画と接する外壁は、接する部分を含み90cm以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。

[問11] 「石綿含有建材」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け、半乾式吹付け、湿式吹付けの3つの工法がある。
- (2) 石綿含有吹付けパーライトは、耐火構造認定(旧:指定)を取得した経緯がないので、耐火被覆が必要とされる部位には使用されていない。
- (3) 石綿含有吹付けロックウール(湿式)は比重が小さく柔らかいので、吸音(遮音ではない)を目的とした吹付け石綿に使用されていると推測できる。
- (4) 吹付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「セメント」と「水」である。

[問12] 「石綿含有建材」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 1954(昭和29)年以前は輸入材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。
- (2) 石綿含有建材の最終製造年以降は、石綿無含有に全面的に切り替わっているので石綿無含有建材と判断してよい。
- (3) 吹付けバーミキュライトには、吹付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として添加されているケース以外に、不純物として石綿を含有するケース(天然鉱物由来の石綿)がある。
- (4) 昭和30年代後半から50年代にかけて建築されたRC構造集合住宅の室内の天井は直天井が多く、パーライトを骨材とした吹付けで仕上げられていた。

[問13] 「石綿含有建材」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「パーライト保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- (2) けい酸カルシウム系保温材は、平板、半円筒などの形状をしており、各々の被保温箇所に被せバードや番線などで固定して使用されていた。
- (3) 屋根用折板石綿断熱材のうち、石綿フェルトについては、折板の幅に合わせて製造され、工場で折板に接着されるもの、建設現場にて接着されるものがあった。
- (4) けい酸カルシウム板には第一種と第二種があり、第一種はレベル2の建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。

[問14] 「石綿含有建材」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) レベル3の石綿含有建材においても、石綿則や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの対象となる。
- (2) レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
- (3) レベル3とされている石綿含有建材は、種類や品数がレベル1, 2よりも圧倒的に多い。
- (4) レベル3の石綿含有建材の製造時期は種類によらずほぼ同じである。

[問15] 「石綿含有建材」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) レベル3の建材において、「無石綿」「無石綿製品」の表示があれば、現在の0.1重量パーセント基準において石綿無しといえる。
- (2) 「aマーク」は、メーカー等の自主的な表示で、平成元年に石綿含有率5重量パーセント超の製品を対象とし、法改正により平成7年には石綿含有率1重量パーセント超に変更された。
- (3) 「aマーク」の表示は、通常製品1枚に1か所なので「aマーク」があれば石綿ありといえるが、なくとも石綿無しとはいえない。
- (4) 石綿含有スラグセッコウ板の大半の製品は、「不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。

[問16] 「石綿含有建材」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地に使われていた。
- (2) 石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。
- (3) 石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので内装材として使われるが、外装材には使われていない。
- (4) 石綿含有壁紙は、建築基準法に基づく内装制限がかかる避難階段、通路、エレベーターホール等の壁面や天井などに使用されている。

[問17] 「石綿含有建材」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 石綿含有ビニル床シートは、裏面に製品名などの印字がない場合が多い。
- (2) 石綿含有ルーフィングは、目視で石綿が含有されているか否かの識別が容易である。
- (3) 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品厚さが薄く踏み割れしやすいため、野地板は平滑な合板を使用し、隙間なく張り詰める方法が多い。
- (4) 石綿セメント円筒は、共同住宅の浴室用給湯器の排気管としても使用された。

[問18] 「書面調査の実施要領」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、現地調査の計画を立てるために行う。
- (2) 書面調査は、現地調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略すべきではない。
- (3) 書面調査における、「書面調査結果整理」とは、部屋、縦穴区画等ごとに、現地調査で確認や分析が必要な建材を整理し、試料採取計画表を作成することである。
- (4) 設計図書や竣工図等の書面は石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているので、建築物の現状を表したものであると考えてよい。

[問19] 「図面の種類と読み方」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 図面上の情報は、改修作業等の度に更新されるため、現在までの利用過程における改修作業等が反映されている。
- (2) 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアし、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
- (3) 施工図の内容は詳細事項が多いため、理解するには専門知識が必要である。
- (4) 図面からの情報は調査における補助的な位置づけであり、現地での確認状況を優先することは言うまでもない。

[問20] 「図面の種類と読み方」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できる。
- (2) 内部仕上表には、間仕切壁や天井裏、ペリメータカウンター内や外壁等の裏打ちなどの直接見ることのできない部分の建材も記載されている。
- (3) 立面図は、建築物の立面を記載しており、通常4面1組で建築物の立面が記載され、外部仕上が記載されていることも多くみられる。
- (4) 建築物の断面図には、床の高さ、軒高、天井高、軒の出寸法や北側斜線制限などが記載されており、外部仕上材料が記載されていることもある。

[問21] 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- (2) 國土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は情報整備を現在も行っており、適宜更新が行われるので最新版に留意する。
- (3) 國土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」に検索した建材(商品)がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。
- (4) 認定番号によりデータ照合する場合、認定番号が同じであれば、「石綿あり」のものと「石綿無し」のものが混在することはないと考えてよい。

[問22] 「書面調査結果の整理」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 現地調査では、書面調査結果をもとに実際の現場で使用されている建材を確認し、分析が必要な試料の採取を行うこととなるため、書面調査結果は見やすく整理し、現地調査に持参する。
- (2) 建築図面が全くない場合、推測で図面を作成することは認められないため、各階の概略平面図は作成するべきではない。
- (3) 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、調査者が現地調査や報告書の作成に利用しやすい様式を用いればよい。
- (4) 必要に応じて、石綿データベース等により当該建材の特徴等を調べて、「整合性の確認表」に記入しておくことも現地調査の際に有効である。

4. 現場調査の実際と留意点

< 35点 > (1 問 2.5 点)

[問23] 「現地調査の流れ」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うことになるが、調査の手法や装備などは目的によって異なる。
- (2) 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。
- (3) 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れが生じ再調査が必要となる可能性があるが、再調査を行うことで正確性が高まり、依頼者からの信頼をより得られる。
- (4) 建築物を調査する際には、書面調査の結果がある場合はそれに基づき、一方書面調査を実施できなかった場合には現地調査時に建築物の概況を把握し、それぞれの場合に応じて、各個室などの建材使用状況を確認する。

[問24] 「現地調査の実施要領」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 現地調査に臨む基本姿勢として、事前調査の結果に基づく調査対象に則した動線計画は、動線を検討する時間を考慮しても、結果的には労力と時間の節約になる。
- (2) 現地調査に臨む基本姿勢として、同一パターンの部屋である場合は、ほかの部屋での試料を多めに採取し、それを小分けにしてほかの部屋の試料として分析調査することで効率化を図ることができる。
- (3) 現地調査に臨む基本姿勢として、多人数の現地調査は意見が分かれやすく他者の意見に惑わされやすいため、少人数で図面を見ながら、時間をかけての現地確認が最善である。
- (4) 定礎は調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているので、建築時期が分かることで石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な要素の一つとして参考にすることができる。

[問25] 「現地調査の実施要領」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切り、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させる。
- (2) 適切な防護服又は専用の作業衣を使用し、採取後にはHEPAフィルタ付き真空掃除機などで十分に付着した粉じんを除去した後、採取場所を離れる。
- (3) レベル1の吹付け材は、目視での石綿含有・無含有の判断はできないため、過去の記録等で「石綿あり」とされている場合を除き、サンプリングと分析を行う。ただし「石綿あり」とみなす場合は分析を行わなくてよい。
- (4) レベル2の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第二種は「表示」により石綿含有の有無について判断できる場合がある。

[問26] 「現地調査の実施要領」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 石綿含有成形板裏面の認定番号については、不燃は「1,000番台」、準不燃は「2,000番台」、難燃は「3,000番台」が記載されている。
- (2) 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示もありうるので、一つの表示だけでなく総合的に判断すると良い。
- (3) 調査において、同種の建材が繰り返し使われていても、そのことのみを以て同一建材であるかどうかの確認は省略できない。
- (4) 現地調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できないような場所が見つかった場合には、調査を省略し、調査報告書への記載も必要としない。

[問27] 写真の建材の裏面から得られる情報(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。



- (1) アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。
- (2) アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- (3) 国土交通大臣認定不燃材料NM-8314は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- (4) 無石綿と表示されているので、現在の法律においても、石綿は含有していないと判断できる。

[問28] 「試料採取」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、試料採取時に接着している材料を剥離しておく。
- (2) 試料そのものに石綿が含まれているか否かが判明していない時点で試料を採取するので、試料採取時には必ず保護具を着用する。
- (3) 吹付け材は材料組成が「均一」になっている可能性が高いので代表1カ所を採取する。
- (4) 試料を採取した部位からの飛散を防止するために、採取部位に粉じん飛散防止剤を噴霧する。

[問29] 「試料採取」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地の中間地点までの試料の採取を前提に行う。
- (2) 主成分がバーミキュライト主体の吹付け材に関しては、厚み1mm以下がほとんどのため、この場合は「100平方センチメートル角程度」の試料採取を行う。
- (3) 平屋建ての建築物で施工範囲が3000m²以上の場合、600m²ごとに1箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- (4) 採取後は飛散防止処理剤を散布して吹付け材を固化し、身体・床面その他周辺をHEPAフィルタ付き真空掃除機で清掃する。

[問30] 「試料採取」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 形成板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
- (2) 既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。
- (3) 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、実際に使用されている「製品名」を特定することが難しいので、分析により判定する。
- (4) 複層仕上塗材は表面に凹凸模様のテクスチャー(質感)が付与されていることが多い、これらの凹凸部分を形成している主材は場所によって組成にばらつきがある。

[問31] 「試料採取」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 解体を目的とした場合の建築用仕上塗材は「下地調整塗材」および「仕上塗材」が調査対象となる。
- (2) 書面・現地調査にはじまり、試料採取、そして分析までが適切に行われるには、的確に情報伝達を行うとともに、責任分担を明確化することが必要である。
- (3) 採取した試料を分析機関に提出する際は、試料採取者と整理する者を分け、分業して実施するほうが効率が良い。
- (4) 分析依頼書には分析結果報告書の要求部数、分析方法の指定、速報の受領方法など希望事項を記載する。

[問32] 「現地調査の記録方法」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。
- (2) 撮影に際しての留意事項として、対象物は広角撮影と近接撮影(アップ)を行う。
- (3) 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、記憶違いや記載ミスをなくすため、各部屋の調査が終了するごとに調査メモを作成する。
- (4) 石綿含有建材調査者は、維持管理の注意事項を調査報告書に記載する際には、年に数回程度の入室者にも、あるいは将来の改修工事の作業者に対してであっても、粉じんばく露の可能性があることが伝わるようにする。

[問33] 「現地調査」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 現地調査において、「やや劣化(一部劣化状態)」と判定した場合でも、「今後も現状を保持できる」という判断は間違いであり、原因が解明・改善されてなく、付着力の判定がされていないので吹付け石綿の脱落が起こる可能性がある。
- (2) 「劣化なし」とは、おおむね全般的に損傷箇所や、毛羽立ちなどの劣化が進んだ様子が見受けられない状態をいい、外的な要因や経年劣化が進んでいない、普通に使用している場合を表す。
- (3) 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと比べて相対的に少ないといえる。
- (4) 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無と、その面積」を明確にすることが求められている。

[問34] 「建材の石綿分析」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- (2) 石綿分析の流れは、まず定量分析を行い石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。
- (3) 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことも可能である。
- (4) アスペスト分析マニュアルでは、定性分析法1は「実体顕微鏡」と「偏光顕微鏡」により定性分析する方法である。

[問35] 「建材の石綿分析」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 定性分析法1及び定量分析法2は、建材製品、天然鉱物及びそれを原料としてできた製品中のアスペスト分析に適用可能である。
- (2) 定性分析法3の電子顕微鏡法は、定性分析法1または定性分析法2を補完するものではなく、定性分析法3単独で石綿無しの判定を行うことができる。
- (3) 定性分析法1及び定性分析法2はアスペストの含有の有無の判定基準が異なっている。
- (4) 定性分析法1においては、実体顕微鏡観察で纖維が検出されなかった場合や、調べた纖維がいずれも石綿でなかった場合は、無作為に試料の一部を分取して2枚以上の標本を作製する。

[問36] 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 現地調査個票は、調査した「部屋の順番」に作成することが望ましい。
- (2) 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領したら、石綿含有建材調査者は速やかにチェックを行う必要がある。
- (3) 部屋別の現地調査個票と、部屋別の写真は別々に取り纏める。
- (4) 分析結果のチェックにおいて、送付した「試料番号」や「試料名」と分析結果報告書の記載に相違がないかを確認する。

5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

< 10 点 > (1 問 2.5 点)

[問37] 「現地調査総括票の記入」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 所有者情報提供依頼概要欄における調査報告書の有無は、過去に実施した調査報告書が存在する場合、その報告書を全ページともコピーし、今回の調査報告書に添付する。
- (2) 所有者情報提供依頼概要欄における調査者記入欄は、調査者が事前に実施した所有者へのヒアリング内容や実際に調査した上のコメントを記載する。
- (3) 今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載し、補助した者の名前の併記は不要とする。
- (4) 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかつた部屋については誤解を招かないよう記載しない。

[問38] 現地調査報告書における建築物の概要欄に「該当しない項目」を選びなさい。

- (1) 建築物用途
- (2) 確認済証交付日・番号
- (3) 建築物使用者
- (4) 延べ床面積

[問39] 「現地調査個票の作成」に関する(1)～(4)の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- (1) 建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、未調査範囲として再調査することができない。
- (2) 調査者の不注意によって入室しなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。
- (3) 建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。
- (4) 調査者の不注意によって入室しなかった部屋と建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、目視していないという結果は同じであっても、石綿調査の意義としては同じではない。

[問40] 「所有者等への報告」に関する(1)～(4)の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- (1) 建築物の所有者への調査報告書には、現地調査総括票、現地調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれる。
- (2) 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
- (3) 建築物等の所有者も石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までではなく、調査を終了した月から3年間記録を保存することが望ましい。
- (4) 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。